

大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第20号

大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大和市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

17 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要があると認められる授乳等を行う場合	育児休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親が当該会計年度任用職員が育児休暇を使用しようとする日における育児休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間）	
18 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同	子の看護等 休暇	1年度において5日（その養育する満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合	

<p>じ。)を養育する会計年度任用職員(日数要件該当者に限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>		<p>にあつては、10日)の範囲内の期間(勤務日ごとの勤務時間が同一でない場合は、1日当たりの勤務時間に5(その養育する満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合は、10)を乗じて得た時間)の範囲内の期間)</p>	
<p>19 要介護者(休暇条例第15条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員(日数要件該当者に限る。)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>短期介護休暇</p>	<p>1年度において5日(要介護者が2人以上の場合は、10日)の範囲内の期間(勤務日ごとの勤務時間が同一でない場合は、1日当たりの勤務時間に5(要介護者が2人以上の場合は、10)を乗じて得た時間の範囲内の期間)</p>	<p>要介護者の状態等申出書</p>
<p>20 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末</p>	<p>ドナー休暇</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	

<p> <small>しょう</small>梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対してその登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき </p>			
---	--	--	--

別表第3備考第3項中「及び第13号」を「、第13号、第18号及び第19号」に改め、同表備考に次の1項を加える。

6 休暇規則別表第4備考第4項の規定は、第17号に規定するその子の当該会計年度任用職員以外の親について準用する。

別表第4中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り上げ、同表第8号中「又は」を「若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは」に改め、同号を同表第5号とし、同表中第9号を削り、同表備考中第1項及び第2項を削り、同表備考第3項中「第4号」を「第1号」に改め、同項を同表備考第1項とし、同表備考第4項中「第5号」を「第2号」に改め、同項を同表備考第2項とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。